

揮発油税法施行令の一部を改正する政令新旧対照表

改 正 後 改 正 前

(納期限の延長についての担保の提供)

第四条 省 略

2 法第十三条第三項後段の規定による命令は、提供すべき担保の金額を記載した書面でしなければならない。

(記帳義務)

第十七条 省 略

2・4 省 略

5 法第十三条第二項に規定する特例申告者は、輸入の許可ごとに、その引取りに係る揮発油の種類、種類ごとの数量並びに当該輸入の許可の年月日及びその許可書の番号を帳簿に記載しなければならない。ただし、これらの事項の全部又は一部が関税法施行令（昭和二十九年政令第五十号）第四条の十二第二項（帳簿の記載事項等）の書類又は輸入の許可書に記載されている場合であつて、これらの書類を整理して保存するときは、当該全部又は一部の事項の帳簿への記載を省略することができる。

6・7 省 略

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和六年十月一日から施行する。

(地方揮発油税法施行令の一部改正)

2 地方揮発油税法施行令（昭和三十年政令第五百一十一号）の一部を次のように改正する。

(担保の提供)

第一条 地方揮発油税法（以下「法」という。）第八条第一項又は第二項

(納期限の延長についての担保の提供)

第四条 同 上

(記帳義務)

第十七条 同 上

2・4 同 上

5 法第十三条第三項に規定する特例輸入者は、輸入の許可ごとに、その引取りに係る揮発油の種類、種類ごとの数量並びに当該輸入の許可の年月日及びその許可書の番号を帳簿に記載しなければならない。ただし、これらの事項の全部又は一部が関税法施行令（昭和二十九年政令第五十号）第四条の十二第二項（帳簿の記載事項等）の書類又は輸入の許可書に記載されている場合であつて、これらの書類を整理して保存するときは、当該全部又は一部の事項の帳簿への記載を省略することができる。

6・7 同 上

(担保の提供)

第一条 地方揮発油税法（以下「法」という。）第八条第一項又は第二項

の規定の適用がある場合において、揮発油税法（昭和三十二年法律第十五号）第十三条第一項、第二項若しくは第四項の規定により担保を提供する者又は同条第三項後段若しくは同法第十八条第一項の規定により提供を命ぜられた担保を提供する者は、その提供する各担保物又は保証人の保証において、揮発油税額の二百四十三分の四十四に相当する地方揮発油税額をあわせて担保しなければならない。

2 省 略

の規定の適用がある場合において、揮発油税法（昭和三十二年法律第十五号）第十三条の規定により担保を提供する者又は同法第十八条第一項の規定により提供を命ぜられた担保を提供する者は、その提供する各担保物又は保証人の保証において、揮発油税額の二百四十三分の四十四に相当する地方揮発油税額をあわせて担保しなければならない。

2 同 上